

# 第196回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和2年3月26日（木）

午後1時30分から午後3時15分まで

場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第195回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（6件）

議案第2369号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第2370号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第2371号 石巻広域都市計画区域の変更について

議案第2372号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

議案第2373号 石巻広域都市計画臨港地区の変更について

議案第2374号 仙南広域都市計画道路の変更について

4 閉 会

## ○出席委員

伊藤 惠子	株式会社はなやか代表取締役
内田 美穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
郷古 雅春	宮城大学食産業学群教授
佐藤 美砂	弁護士
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
川合 靖洋	農林水産省東北農政局長（代理）
吉田 耕一郎	国土交通省東北運輸局長（代理）
佐藤 克英	国土交通省東北地方整備局長（代理）
松岡 亮介	宮城県警察本部長（代理）
伊藤 康志	宮城県市長会会長（大崎市長）
佐藤 仁	宮城県町村会会長（南三陸町長）（代理）
深谷 晃祐	宮城県議会議員
佐々木 功悦	宮城県議会議員
鈴木 勇治	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
大橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長（美里町議会議長）

（以上16名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第2369号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・議案第2370号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2371号 石巻広域都市計画区域の変更について
- ・議案第2372号 石巻広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2373号 石巻広域都市計画臨港地区の変更について
- ・議案第2374号 仙南広域都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

## 1 開会

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） ただいまから第196回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

### （1）会議の成立

はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、16名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様に対しまして、御発言の際のマイクの使用について御説明申し上げます。本日は感染症対策のため、委員皆様の前にありますテーブル備え付けのマイクを使用して御発言いただきます。御発言する方は挙手いただき、事務局職員がマイクのサポートをいたしますので、その後に御発言いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書をお渡ししております。また、机上に座席図、委員名簿、参考資料、前回会議の議案書別冊（修正）、第195回審議会議事録を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

### （2）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。小野田泰明委員と佐々木功悦委員をお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第195回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第195回の審議会におきまして、議案第2368号「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」1件について御審議いただきました。議案第2368号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。また、前回の審議会の資料に訂正がございます。下の※印の表を御覧ください。前回、議案書別冊資料の25ページから26ページでございます。お手元には、参考資料として、修正後の別冊資料をお配りしております。（公

園緑地の) 供用済面積について、「239.8ha(25.0%)」と記載しておりましたが、平成26年に国営みちのく杜の湖畔公園が既に全面供用開始されておりました。正しくは、「811.3ha(84.6%)」でございます。この場をお借りして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はありませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 それでは、以上で第195回の審議会における議案の処理結果についての報告を終わります。

### 3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2369号から議案第2374号までの6件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2369号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

#### 議案第2369号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局(奥山建築宅地課長) 建築宅地課からは、議案第2369号「特殊建築物の敷地の位置について」の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第51条ただし書の規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。

建築基準法第51条では、卸売市場や、今回対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物については、都市計画区域内では都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの以外の新築等を原則禁止しておりますが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可を行う場合は新築等が可能とされております。

5ページをお開きください。今回御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は、株式会社イーストコア二ノ倉シュレッダプラント、建築主住所・氏名は、仙台市青葉区一番町一丁目5番16号 株式会社イーストコア代表取締役 田中信行氏でございます。敷地の位置は、岩沼市押分字須加原106番15、敷地面積は21,053.97㎡、用途地域は工業地域でございます。

次に建築物の欄を御覧ください。建築物の用途は産業廃棄物中間処理施設です。工事種別等は新築です。構造、規模等は、それぞれ記載のとおりで、シュレッダ棟、選別棟、ヤード棟、事務所棟の合計4棟の建築物を新築します。

次の処理施設の処理内容及び処理能力の欄を御覧下さい。産業廃棄物の中間処理の内容を示しております。2台の破碎機を使うため、破碎機毎に、品目を記載しております。また、後程詳しく御説明いたしますが、2台の破碎機は同じラインの中で使用し、取り扱う品目は、廃プラスチック類、

木くず及びがれき類です。処理量はそれぞれについて記載のとおりです。なお、この他に紙くず、金属くず、繊維くず、ガラスくず、がれき類以外のコンクリートくず、陶磁器くずも取り扱いますが、許可不要の品目であるため、特に記載はしていません。

今回の計画は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の処理量について、建築基準法で許可が必要となる処理量を超えるため、許可が必要となったものです。

次に、議案書の6ページをお開きください。図面により、施設の概要を説明いたします。左上の位置図を御覧願います。仙塩広域都市計画総括図により、申請位置を赤で示しております。敷地は、二野倉工業団地内にあり、用途地域は工業地域です。仙台空港から南へ4.5km程度、仙台東部道路の岩沼ICから東へ3km程度のところに位置しております。また、左下は岩沼市都市計画総括図により申請位置を示しております。次に右上の付近見取図を御覧ください。周辺には、本施設と同様の産業廃棄物処理施設や、石膏ボードのリサイクル工場、タイヤのリサイクル工場、ガス販売店、太陽光発電施設などが立地しております。なお、赤の線は、敷地境界線から100m離れた位置を示しております。

次に右下の配置図を御覧ください。敷地内の状況を説明します。グレーに着色している範囲が建築物を示しています。破碎機はプレシュレッダとシュレッダの2台あり、赤丸でその位置を示しております。入荷されるものは、建設業者、冷蔵庫メーカーやコンビニ業者から出るがれき類、サイディングパネル、業務用冷蔵庫などですが、プレシュレッダでは冷蔵庫やサイディングなどの大型のものをまるごと投入し、粗破碎するものです。プレシュレッダで破碎されたものはシュレッダ棟に運ばれ、シュレッダによって選別が可能な粒度に破碎されます。破碎されたものは、鉄くずと、非鉄金属、プラスチック及び木くずなどに分けられ、ヤード棟、選別棟へ運ばれ保管されることとなります。その後、金属類は売却され、その他のものは最終処分場へ出荷されます。搬出入は主に敷地南側の二野倉工業団地2号線から行います。搬出入のトラックは、通常、1日あたりで搬入と搬出を合わせ60台程度を見込んでおります。通常の稼働時間は午前8時から午後5時までの8時間を予定しておりますが、夜間工事が出る廃棄物に対応するため、24時間稼働する場合もあります。

次に7ページをご覧ください。県の審査基準等に合致していることの説明をいたします。当県では、建築基準法第51条の許可に当たっては、表の1から10までの審査基準を定めて、申請に係る処理施設の立地に関する審査を行っております。立地場所について、当該施設が立地する岩沼市からは、市の都市計画上支障がない旨の回答を得ております。また、計画地は工業団地内にあり、周囲100mの範囲において、文教施設、医療施設、社会福祉施設はありません。

次に搬入道路等の基準について、幅員等の基準に適合しております。また、搬入道路である二野倉工業団地2号線は通学路とはなっておりません。

次に、当該施設的环境対策について説明します。飛散の防止につきまして、主として取り扱う品目が金属と一体となった重量物であるため、容易に飛散しないことから、1.8mのメッシュフェンスを敷地周囲に設置することとしております。また、シュレッダは厚さ約300mmの鉄筋コンクリートの壁で覆われた建屋内に設置しており、飛散防止に寄与しております。次に騒音及び振動については、敷地境界線2か所で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質については、水質汚濁防止法で規制される有害物質は排水されません。また、雨水は側溝で集水後、油水分離槽を介して放流されます。悪臭については、悪臭防止法で規

制される廃棄物は処理の対象としておりません。

次に、周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づき、二野倉工業団地協議会との協議という形で、令和元年5月15日から5月27日、令和2年2月14日に実施しておりますが、施設立地に関する要望や反対意見等は出されておられません。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可は、令和2年6月に許可予定です。以上で、議案第2369号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2369号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2369号：原案のとおり承認する。(賛成16名、反対0名)**

#### 議案第2370号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○舟引議長 次に、議案第2370号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局(藤田都市計画課長) 議案書の8ページをお開き願います。仙塩広域都市計画区域区分の変更に関するもので、宮城県決定となります。はじめに、仙塩広域都市計画区域の区域区分の経緯について簡単に御説明いたします。仙塩広域の区域区分は、昭和45年8月に当初決定し、これまで7回の見直しを行ってきました。平成30年5月の第7回見直しでは、見直しと同時に仙台市ほか5市町の復興まちづくり事業により整備された地区等、10地区、約110haを市街化区域に編入しております。

9ページをお開き願います。「2 人口フレーム」に記載している表は、見直し基準年の平成27年と目標年次の令和7年における都市計画区域、市街化区域における人口及び市街化区域に配分する人口、市街化区域編入を保留する人口について示しております。保留する人口は特定保留と一般保留に区分しておりますが、今回は、特定保留の2地区、一般保留の3地区を市街化区域に編入するものでございます。表の「市街化区域内人口」の「保留する人口」の欄は、今回の変更後の保留人口を示しております。今回の変更では、前回の昨年度の6,000人から約2,000人保留解除することとしており、残りの保留人口は4,000人となります。

次に「3 変更の理由」について、御説明いたします。平成30年5月に都市計画決定した「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の市街化区域編入予定地区のうち、名取市の飯野坂東部地区、富谷市の成田南地区、松島町の明神地区、利府町の新太子堂北地区及び金沢地区の

5地区について、その位置及び規模が確定し、土地区画整理事業等の確実性が高まったことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

次に、個別地区について、御説明いたします。10ページをお開き願います。この図面は区域区分の変更を行う地区の総括図でございます。オレンジ色の引き出しでお示ししている地区が市街化区域に編入する地区でございます。また、仙台市決定分として、緑色の引き出しでお示ししております。

次に、県決定分の5地区について、具体的に御説明いたします。11ページをお開き願います。

1地区目は、名取市の飯野坂東部地区でございます。議案書、参考資料と併せて前面のスライドも御覧ください。10ページの総括図では、図面の一番南側に位置する地区でございます。議案書の11ページの上の図には、拡大した図面を、別冊の参考資料の1ページには、現況写真と土地利用計画図を載せておりますので併せて御覧願います。この飯野坂東部地区は、地区の西側に国道4号が位置し、地区の北側には、なとりりんくうタウンが位置しております。また、仙台東部道路の名取中央スマートインターチェンジに近接した交通利便性の高い地域となっております。流通業務を中心とした工業系の土地利用を図るため、令和2年度から組合による土地区画整理事業の実施を予定している地区でございます。面積は8.5haでございます。

次に、2地区目は、富谷市の成田南地区でございます。10ページの総括図では、図面の中央部北側に位置する地区でございます。議案書の11ページ下の図と別冊の参考資料の2ページを併せて御覧願います。地区の東側には、新富谷ガーデンシティが隣接しており、また、西側には東北自動車道が隣接している地区でございます。隣接する新富谷ガーデンシティの業務地区と一体となった、工業系の市街地形成を図ることとしており、令和2年度から土地区画整理事業の実施を予定している地区でございます。面積は6.3haとなっております。

次に、12ページをお開き願います。3地区目は、松島町の明神地区でございます。10ページの総括図では、図面の中央部北東側に位置する地区でございます。議案書の12ページの上の図と別冊の参考資料の3ページを併せて御覧願います。この地区は、国道45号が地区を縦断し、地区の東側には二級河川高城川が位置している地区でございます。沿道サービス型の商業系の市街地形成を図ることとしており、令和2年度から民間の開発行為による造成工事を予定している地区でございます。面積は3.7haとなっております。

次に、4地区目は、利府町の新太子堂北地区でございます。10ページの総括図では、図面の東側に位置する地区でございます。議案書の12ページ下の図と別冊の参考資料の4ページを併せて御覧願います。地区の南側には主要地方道仙台松島線が位置しており、JR利府駅や利府町役場が近接している地区でございます。また、地区内において図書館や公民館機能が複合した地域交流センターの整備を進めており、令和2年度に第1期工事の完成を予定しております。位置は、利府中学校の南側の茶色で示す区画でございます。地域交流センターの整備に合わせ、町の中心市街地という特性を生かし、住宅地と沿道サービス型の商業系の市街地形成を図ることとしており、令和2年度から組合による土地区画整理事業を予定している地区でございます。面積は16.1haとなっております。

次に、13ページをお開き願います。5地区目は、利府町の金沢地区でございます。10ページの総括図では、図面の東側に位置する地区でございます。議案書の13ページ下の図と別冊の参考資料の5ページを併せて御覧願います。この地区は、地区の北側には、一般県道利府岩切停車場



線が位置しており、地区の東側には、主要地方道仙台松島線が近接している地区でございます。また、周囲は市街化区域となっており、住宅地に囲まれた地区でございます。高い交通利便性を生かした住宅地の整備による市街地形成を図ることとしており、令和2年度から地区の北側を民間による開発行爲、地区の南側を組合による土地区画整理事業により整備を予定している地区でございます。面積は、16.2haとなっております。

以上の名取市の飯野坂東部地区から利府町の金沢地区までの計5地区を新たに市街化区域に編入するものでございます。

以上で議案第2370号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤（康）委員 説明は分かりましたが、現況の地目は何になっていますか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） それぞれ5地区ごとに違っておりますが、例えば初めの名取市の飯野坂東部地区につきましては、参考資料の1ページをお開き願います。現況は一部が農地で使われていたり、一部がりんくうタウンの駐車場として使われていたりしているところがございます。それから、成田南地区につきましては、2ページにありますけれども、現況はほとんど山林というような状況となっております。それから、同じく3ページをお開き願います。これは松島町の明神地区でございますけれども、北側が農地として使われておりまして、一番南側のところは調整区域ですけれども、既に工場が立地している状況となっております。次に、4ページの利府町の新太子堂北地区でございますけれども、地区の一部は農地、それから先ほど御説明させていただきましたが、利府中学校の南の方は既に利府町の複合施設が建設されておりまして、ここは工事が進んでいるところでございます。それから、仙台松島線沿線では既にガソリンスタンドなどの業務系の土地利用が一部行われている状況となっております。そして、5ページ、最後の利府町の金沢地区でございますが、航空写真を見ていただきたいと思います。赤で囲まれている区域を市街化区域に編入するわけですけれども、北側が農地、それから南側につきましては森林という状況となっております。利府岩切停車場線沿線については一部が業務地、住宅地として使われている状況となっております。以上でございます。

○舟引議長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤（康）委員 いただいた説明では、一部が森林や農地であり、都市計画ということで今後開発されていくことと思いますが、昨年の台風19号なども含めまして、都市治水対策上、こういうところが開発された場合に、治水対策の関係で、この都市計画区域内、あるいは将来の開発を想定した治水計画というのは、関連としては用意されていますか。

○舟引議長 事務局, お願いします。

○事務局 (藤田都市計画課長) まず, 今回の区画整理事業や開発行為が行われる場合には, 下流域への浸水の影響を低減するために, 地区内に基本的には防災調整池を設置いたしまして, 下流域への浸水被害を防止することとしております。それから, 地区によっては下水道の雨水計画を策定いたしまして, 下水道の雨水幹線の整備等も計画するということになっております。以上でございます。

○舟引議長 伊藤委員, いかがでしょうか。

○伊藤 (康) 委員 従前からそういう調整池であったり雨水対策はされてきたのですが, 最近の風水害被害ということからすると, 従前の計画の想定を超える量ということなどもありますので, そういう意味では, 併せて従前の基準の見直しも含めて, 都市治水の基準の見直しや, あるいはそういう保留機能であったりということも, 従前の基準値もこの開発に併せて並行して見直しをしていくべきだと思います。そういう全体的な都市の治水対策としての基準の見直しというのは, 並行して進められているのでしょうか。あるとすれば考え方をお示しいただきたいと思います。

○舟引議長 事務局, お願いします。

○事務局 (藤田都市計画課長) 昨年10月の台風19号で, 県内でさまざまな大規模な浸水被害がございました。これを受けまして, 県といたしましては, 今後, 治水対策をどう展開していくべきかを検討していくこととなっております。今回の市街化区域編入に当たりましては, まずは市町さんの下水道計画の見直しを, 必要かどうかということも含めて, 県として積極的に今後支援してまいりたいと考えております。防災調整池につきましては, 基準の見直しは現在のところは予定しておりませんが, 最近の雨の降り方がどうも短時間の降雨量が大幅大きくなってきたということで, これにつきましても降雨強度の見直しとか, そういった部分については今後県が検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○伊藤 (康) 委員 了解です。

○舟引議長 では, その他いかがでしょうか。小野田委員, お願いします。

○小野田委員 先ほどの伊藤委員のお話とも関連するのですが, 非常に景気が厳しくてなかなか大変な中でこれだけの開発圧力があるというのは喜ばしいことと言ってもいいのだと思いますが, 一方で, ここに開発が来て, 街中が空き家ばかりになって, 余計に社会コストが増えるとか違った問題が増えているということもないわけではないといったときに, 利府町の金沢地区は, 伊藤委員も相当心配されていましたが, 保水力の高い森林を切り開いて宅地にするわけですから, 人口が減っている中でこの宅地が要るかどうかという, なかなか難しい問題があります。

申し上げたいのは、こういうことを避けるために立地適正化計画とか、都市計画法も改正して、なるべく開発をコントロールしながら、基礎自治体が主体的に少子高齢社会、人口減少社会にサステナブルな環境をつくっていきなさいと国は指導しているわけですが、そういったものがちゃんと宮城県においても基礎自治体で理解されてこの開発行為が出てきたのか、それとも従来型に基づいてやられているのかというあたり、金沢地区は基礎自治体の利府町の案件なのでなかなか県としても難しい部分もあるかもしれませんが、これの上位における都市計画上のお考えみたいなものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○舟引議長 では、お願いいたします。

○事務局（藤田都市計画課長） まず、仙塩広域都市計画でございますけれども、これまで7回、5年ごとに定期的に見直しをしてきたという経緯がございます。前回見直しをかけたのは、平成30年5月に最新の都市計画区域マスタープランの見直しをしたところでございます。この見直しに当たっては、将来の人口予測として、10年後にどのように人口が伸びていくのかとか、それからどのエリアの人口が減ったり、あるいは伸びていくのかということ、区域ごとにしっかりと都市計画の基礎調査をやって、実態を調査しております。それを踏まえて、都市圏全体としての人口がどのように増えるのか減るのかとか、そういった部分も踏まえて保留人口を設定させていただきました。その上で、市町村といろいろ議論して、将来的にどのエリアを市街化区域に編入すべきかどうかということも議論させていただきまして、保留地区と位置づけさせていただいたところが全部で10か所ほどございました。今回は5か所を市街化区域に編入させていただくわけでございますけれども、平成30年5月に位置づけたところにつきまして、事業の確実性が高まりましたので、今回編入するものでございます。見直しに当たりましては、そういう観点でしっかり将来の人口フレーム等も踏まえて設定させていただいたということでございます。

それから、平成30年5月のマスタープランを策定する上では、やはり中心市街地の空洞化が顕著でございますので、それぞれの市町村と将来的にそういうところをどういうふうにするのかとか、立地適正化計画を策定するためにはどうしたらいいのかということも十分議論してマスタープランを見直したということでございますので、今後、市町村のマスタープランを改定しますし、それと併せて立地適正化計画の策定も進めてもらうというような予定になっております。

なお、宮城県内で立地適正化計画を策定しているのは、実は大崎市さんだけでございまして、これはかなり先導的に策定していただいたところでございますけれども、こういった事例も県内の市町村に紹介しながら、立地適正化計画の策定を県は支援してまいりたいと思っております。

○舟引議長 いかがでしょうか。

○小野田委員 今、大崎市さんの事例が出ましたけれども、東北地方は日本の中でも人口減少が著しく進んでいる地域なので、先例にならって立地適正化計画の意味をちゃんと理解して、面倒くさげらずにしっかりと市街地形成を図っていくという指導をぜひしていただきたいと思っておりますし、大崎市さんにおかれましては、そういった知見をぜひいろんな自治体に分けていただければと思います。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。

今の議事内容と直接関係ありませんけれども、国でも、立地適正化計画の中で水の危険地域や急傾斜崩壊地などを入れないというような形の法的な措置を検討しているということもございます。これからは、より厳しくその辺りの視点で見えていかないといけないんだということになろうかと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。郷古委員、お願いします。

○郷古委員 これは私の意見ですけれども、こうやって開発されるときに、森林とか水田が退廃していったら、その代替としてこの流域の河川に対する影響を軽減するために、この防災調整池とかが入ってくると思うのですが、これが今の基準になっていると思います。ただ、実際にはもうちょっとミクロ的に見ていくと、流出の形態というのは、防災調整池をつけても、やはり森林に浸透していったら、あるいは水田に貯留、農地に浸透していったら、流出する形とは当然変わってくるわけです。いろんな基準の面からするとなかなか難しいところがありますが、昨今の雨の降り方とか、あとは災害の発生の状況とか、それに対する人的、あとは財産の被害とかと考えると、今後はこの防災調整池ということだけでいいのかどうかというのは、いろいろ疑問に思うところです。やはり森林であるとか、あとは農地の貯留機能、保水機能というのをもう少しきちんと考えて、どうやっていくのか、今、会長からもお話がありましたけれども、もう少し厳しめの開発計画になっていくのではないかなと思います。そうすべきではないかと思うのですが、今の例えばこの利府町の金沢地区を見ても、大分、土地利用の形としては変わっていくので、これからの将来を考えたときに、そういったところにも留意していくべきだと私は思います。これは意見です。

○舟引議長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。事務局、何かございますか。

○事務局（藤田都市計画課長） 昨年の10月の台風被害を受けて、県内では今までにないような雨が降りました。例えば仙南では600ミリの日雨量過去最大の雨が降っております。それを受けて、本県といたしましては、これから総合治水の観点でいろいろな治水対策を、要は河川だけではなくて、流域全体で治水安全度を上げていくという方向性を、従前からそういう概念はあったのですが、そういった部分を取り入れながら、これからあり方検討会を県で設置して、どういう対応をしていくべきなのか検討していく予定となっておりますので、その中でこういった防災調整池とか下水道のあり方についても議論されるものと思っております。以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第2370号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2370号：原案のとおり承認する。（賛成16名，反対0名）

（換気のため5分間の中断）

### 議案第2371号 石巻広域都市計画区域の変更について

○舟引議長 次に、議案第2371号「石巻広域都市計画区域の変更について」を議題といたします。  
事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（藤田都市計画課長） 議案書の14ページをお開き願います。石巻広域都市計画区域を変更するもので、宮城県が決定するものとなります。

都市計画区域は、市町村の中心の市街地を含み、人口、土地利用、交通量など自然的・社会的条件を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として決定するものとされております。石巻広域都市計画区域は石巻市、東松島市及び女川町の3市町からなり、区域区分を定める線引き都市計画区域となっています。

15ページをお開き願います。「3 変更の理由」について御説明いたします。県では、平成28年度から都市計画基礎調査を行ったところ、当該区域については、港湾整備により公有水面埋立地が新たに発生したため、石巻広域都市計画区域との日常生活圏や行政的な区域の一体性が確認されたことから、一体の都市として整備し、開発及び保全を図ろうとするものであります。これらの土地の区域につきましては、16ページに字名により表示しております。

17ページをお開き願います。今回、変更を行う箇所を示しており、図面中央下の石巻市の雲雀野地区でございます。仙台塩釜港石巻港区の港湾整備により、公有水面埋立地を追加するものでございます。拡大図を図面左下に掲載しており、ピンク色で着色したエリアが新たに都市計画区域を指定する区域でございます。なお、今回の変更に伴う面積の増減ですが、17ページの右下の表を御覧願います。現行の都市計画区域面積27,041haに、公有水面埋立地が追加される分と行政区域面積が変更される分に伴い27,001haと変更するものでございます。石巻市分については、約9.5haの増となっております。東松島市分については、都市計画区域自体に変更はございませんが、面積の計測方法の変更により、行政区域の面積が変更されております。この変更に伴い、約50haの減となるものでございます。以上で議案第2371号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。いかがでしょうか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤（康）委員 この後の議題にも多少関連するのですが、石巻広域都市計画区域の追加の9.5haは説明のとおり保留解除し都市計画区域及び市街化区域にするということで、ここは海岸線沿いのようですが、ハザードマップ上はどのような位置づけになっておりますか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） ハザードマップといたしますと、河川等の浸水区域ということになりますか。現在は都市計画区域、市街化区域には入っておりませんので、今の取扱いとしては海面の扱いになっているわけです。市街化区域に入ったときに、浸水エリアになるのかどうかというのは今後検討してまいりたいと思っているところでございます。

○舟引議長 どうぞ。

○伊藤（康）委員 現況でここは海拔何メートルくらいですか。近隣地はどうですか。

○事務局（藤田都市計画課長） 今、データを調べているところでございます。少しお時間いただけますか。

○舟引議長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤（康）委員 今日国交省の方々も来ていますけど、記憶違いでなければ、例えば、いろんな住宅開発地域などで海拔を詳しく聞きます。購入時点、建築時点で行政に対して将来の浸水区域、ハザードマップなどをちゃんと事前に示すようにということが、確か課せられているはずですが、そうすると、ここは海岸線ですから、将来ここをどのように開発していくのか、住宅用地ということはないだろうけども、企業誘致であっても、あるいは物流基地にしていくかどうかわかりませんが、この用途を決めたり、開発していくときには、当然資料として、情報として提供していく義務が課せられていると思うのですが、説明を受ける段階で、この地域がどういう使い方ができるのか、どういうリスクがあるのかということは、説明のときにある程度事前に示していただくと、この利用方法なり利用価値というのがイメージとして湧くのですけれども、それがなかなか分からないので伺いしてみました。手持ちがなければ、今後の資料に加えてください。

○事務局（藤田都市計画課長） 次の議案で市街化区域編入の御説明をさせていただく予定でございますけれども、今回の9.5haにつきましては、建物を建てる土地利用ではなくて、港湾でものを荷揚げしたときの野積場として土地利用する予定になっているところでございまして、建築物を建築する区域として土地利用される予定ではないということでございます。

また、今回の埋め立てしているところの地盤の高さでございますけれども、これは港湾として整備している区域につきましては、石巻港の背後の土地、議案書の17ページの平面図がございまして、平面図の青で着色されている区域が石巻港になります。この北側に紫色で着色されているところがございますが、ここは臨港地区ではございません。ここの港湾区域とそれから既存の住宅地の高さですけれども、1メートルくらい港湾区域の方が少し高く造成になっています。要は一般の住宅地よりも港湾の方が少し高めの高さの造成地になっているということでございますので、浸水リスクとしては港湾の区域の方が北側の住宅地に比べてリスクは低いような状況になっているということでございます。今、正確な高さの情報は持っていないので申し訳ございません。

○舟引議長 関連して私からも1つお伺いします。こういう元々の水面を埋め立てた場合、災害危険区域の指定は、埋め立てた陸地は自動的になるのか、それとも、指定しなければいけないのか。

○事務局（藤田都市計画課長） 災害危険区域については、自動的に指定されるわけではなくて、例えば津波とか、河川で浸水が想定されているところの危険な区域を、市の条例で指定するということとなります。ですから、その部分が危険かどうかをしっかりとシミュレーションした上で、市長が指定するという形になります。

今回の東日本大震災でも、沿岸部は津波の被害が非常に大きかったということで、高台のところに集団移転をしていただきました。安全な高台のところに住宅地を整備し、そういったところに移転することで、浸水エリアについては災害危険区域を指定いたしまして、そこについては基本的に住宅地の整備は図られないような制限を掛けているということでございます。

○舟引議長 この議題のような、まさに埋立地の周辺の部分はそういう指定をされていない範囲ですか。

○事務局（藤田都市計画課長） 議案書の17ページの図面で、斜線で囲まれているところですが、例えば港湾の北側の縦線で囲われているところは、まさに災害危険区域として指定して住宅地は建てられないような土地利用の制限が掛けられているというところでございます。正確にお伝えしたいと思いますので、図面を用意させていただきます。後で御説明させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○舟引議長 はい。災害危険区域については協議でございませぬので、特に議案とどうこうするわけではありませんが、工業専用地域でもありますし、基本的には住宅開発はないのだと思います。そのほか、御意見、御質問いかがでしょうか。今の件は簡単に出てきますか。

○事務局（藤田都市計画課長） すぐです。

○舟引議長 では、ここで採決をする前に、次の議案の説明をまずしていただいて、そのうちデータが出たところで、議案第2371号をお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。では、議案第2372号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」の御説明をお願いします。

#### 議案第2372号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、議案第2372号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。議案書の18ページをお開き願います。石巻広域都市計画区域区分の変更に関するもので、宮城県決定となります。

はじめに、石巻広域都市計画区域の区域区分の経緯について簡単に御説明いたします。石巻広域の区域区分は、昭和45年12月に当初決定し、以後7回の見直しを行ってきました。令和元年5月の第7回見直しでは、見直しと同時に東松島市及び女川町の復興まちづくり事業等の6地区、約

81.9haを編入しております。19ページをお開き願います。「2 人口フレーム」に記載している表は、見直し基準年の平成27年と目標年次の令和7年における都市計画区域、市街化区域における人口及び市街化区域に配分する人口、市街化区域編入を保留する人口について示しております。保留する人口は特定保留と一般保留に区分しておりますが、特定保留は、今回の変更はございません。一般保留についても、今回の変更はございません。

「3 変更の理由」について、御説明いたします。令和元年5月に都市計画決定した「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の市街化区域編入予定地区のうち、その位置及び規模が確定した公有水面埋立事業による石巻市雲雀野地区について、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

次に、個別地区について、御説明いたします。20ページをお開き願います。この図面は区域区分の変更を行う地区の総括図でございます。オレンジ色の引き出しでお示ししている地区が市街化区域に編入する地区でございます。地区について、具体的に御説明いたします。

21ページをお開き願います。石巻市の雲雀野地区でございます。20ページの総括図では、図面中央部に位置する地区でございます。議案書の21ページと別冊の参考資料の6ページ、併せて前面のスライドも御覧ください。この雲雀野地区は、仙台塩釜港石巻港区内であり、平成3年から公有水面埋立を実施し、平成26年度に完成した埠頭用地でございます。当該地区は、「仙台塩釜港港湾計画」に基づき、野積場として工業系で土地利用される地区でございます。

以上で議案第2372号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしく願います。

○舟引議長 先ほどの件はいかがでしょう。

○事務局（藤田都市計画課長） 調べているところでございます。

○舟引議長 では、異例ではございますが、次の議案についても御説明願います。

### 議案第2373号 石巻広域都市計画臨港地区の変更について

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、議案第2373号「石巻広域都市計画臨港地区の変更について」御説明いたします。議案書の23ページをお開き願います。石巻広域都市計画臨港地区の変更に関するもので、宮城県決定となります。臨港地区は、港湾を管理運営するために定めるものでありまして、対象地域については、港湾施設の他、官公署など港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域と将来これらの施設のために供せられる地域としております。また、臨港地区では、港湾という特定の機能を全うするため、港湾管理者が地区内の分区条例などの指定により建築物の規制を行っております。表を御覧ください。ゴシック太字に記載している箇所が変更点でございます。

今回の変更では、商港区の一部を変更し、臨港地区の面積を441.1haから450.6haに変更するものです。「変更理由」としては、公有水面の埋立に伴って、仙台塩釜港港湾計画に基づき、現在の臨港地区と一体となった適正な土地利用を誘導すべき地区が追加されたことから、都



市計画を変更するものでございます。

24ページをお開き願います。これは、総括図でございます。赤線の枠で示した箇所が変更箇所でございます。図面の右側には、計画図をあわせて掲載しております。赤線で囲まれた範囲が、変更する箇所でございます。1箇所9.5haの増でございます。

以上で議案第2373号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。異例ではございますけれども、3つの議案についての審議、御質問、御意見を賜りたいと思います。どなたからでも構いませんので、よろしく願います。伊藤委員、お願いします。

○伊藤（康）委員 特段問題はないので、了承させていただきますが、念のため、石巻市の審議会では全会一致、了承ということですか。何か懸念される発言はなかったのかどうかということと、今回、商港区ということですが、石巻港の荷揚げ利用実態というのは最近どうなっているのか。将来目標というようなことも含めて、ここの実態なり、将来目標が港の役割としてどのような計画をお持ちなのか、もし御存じでしたら御紹介してください。

○舟引議長 では、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 今回の市街化区域編入、それから臨港地区の指定につきましては、事前に石巻市さんに意見照会をいたしまして、支障ないという御回答をいただいているところでございます。

それから2点目でございますけれども、現在の石巻港の取扱いでございますけれども、石巻港につきましては、ほとんどが紙パルプとか木材関係を取り扱っている港でございます。仙台港の場合ですと、コンテナとか自動車とか、そういった部分が多いのでございますけれども、石巻港については日本製紙も立地しておりますので、木材とか紙パルプ関係の取扱いが多いということでございます。現在の貨物の取扱量でございますけれども、約396万トン、そのうち全体の7割が輸入材ということになっております。目標としては、今現在396万トンですけれども、将来的には530万トンまで目標として、輸入材などを取扱いしていきたいということで設定させていただいているところでございます。なお、参考ですけれども、仙台港の取扱貨物量が大体4,000万トンくらいということで、石巻の大体10倍くらいが仙台港には貨物として入っているというような形になっております。以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 先ほどの土地の高さでございますけれども、周辺の海面からの高さが3メートルから3.4メートルで造成されているというところでございます。それから、ハザードマップでございますけれども、ここの区域については現在のところ未整備ということでございますので、今後必要に応じて検討していくものと考えております。それから、災害危険区域でござい

ますけれども、図面でないとなかなか分かりにくいです。

○事務局（佐藤土木部次長） 次長の佐藤です。代わって御説明させていただきます。議案書の24ページで御説明をさせていただきたいと思います。今、議題となっている9.5haの雲雀野地区については赤で囲われている部分でございます。

今、議題になっているのがここですけれども、石巻の津波防災の考え方ですが、この海沿いというか、海と陸の間にいわゆるL1防潮堤をつくります。これは50年から150年程度の津波に耐え得る防潮堤で、俗にL1堤と言われているものですが、それは今次津波だとそれを越えていくこととなります。ここに門脇流留線と書いている、これが都市計画街路ですが、ここは高盛土の道路になっています。ですので、今次津波がここを越えていったものは、ここでまた守られるということになっています。

今回の災害危険区域の指定ですが、災害危険区域に指定すると、基本的に住宅が建てられないということになります。この赤のこの下の部分はいわゆる臨港地区ということで、港湾管理者が管理している土地になりますので、そこについては住宅が基本的には建ちませんので、災害危険区域の設定はしていません。この薄い、この間、この間についてだけ災害危険区域を設定しているということでございます。ほかのエリアも同じような考え方をしておりまして、基本的には水際はL1堤で守る。今次津波は越えてくるのですが、二線堤としての高盛土道路で守るということ、その一線堤と二線堤の間で住宅が建つと困る場所について災害危険区域を設定しているということになります。以上です。

○舟引議長 ありがとうございます。私も含めて、委員からの質問についてお答えをいただきました。そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしければ、議案ごとに順次お諮りいたします。

まずひとつめ、議案第2371号「石巻広域都市計画区域の変更について」、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2371号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）**

次に、議案第2372号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2372号：原案のとおり承認する。（賛成16名，反対0名）

次に，議案第2373号「石巻広域都市計画臨港地区の変更について」，原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議ないものと認め，本案については，原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2373号：原案のとおり承認する。（賛成16名，反対0名）

#### 議案第2374号 仙南広域都市計画道路の変更について

○舟引議長 次に，議案第2374号「仙南広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（藤田都市計画課長） 議案書の26ページをお開き願います。仙南広域都市計画道路の変更に関するもので，宮城県決定でございます。表を御覧ください。ゴシック太字で記載している箇所が変更点でございます。今回の変更は，都市計画道路3・5・109号南町裏町線の区域の一部変更及び車線数の決定を行うものです。

続きまして，変更の理由でございます。角田市都市計画マスタープランに基づく都市計画道路網の見直しにより，本路線と交差する都市計画道路3・5・111号南町野田線を，角田地区西部を南北に結ぶ幹線道路網として位置づけた結果，道路法線の変更が必要となったことから，3・5・109号南町裏町線の交差点として必要な区域を変更し，新たに車線の数を決定するものです。

27ページをお開き願います。南町裏町線の変更する区域を示した総括図でございます。図の左にある凡例のとおり，既に決定されている区域についてはピンク色で，追加する区域については赤色で，廃止する区域については黄色でそれぞれお示しております。また，今回変更する路線の起点から終点までを引き出し線で旗揚げし，起終点の位置，延長，代表幅員，車線数を示しております。

参考資料の7ページをお開き願います。南町裏町線の変更する区域を示した計画図でございます。図面上が北となります。凡例は，先程の総括図と同様でございます。図面中央を左右に伸びる路線が3・5・109号南町裏町線，図面中央を左右斜め方向に伸びる路線が3・5・111号南町野田線です。また，図の左下から上に伸びる茶色の線で示している路線が一般県道越河角田線となります。南町裏町線の変更区間が県道と重複しているため，今回の変更については，県決定となるものです。今回の変更では，南町野田線の起点位置変更に合わせて，南町裏町線の起点位置を図の黄色から赤の計画に変更し，交差点拡幅区間のため，区域の一部を変更するものです。起点位置は変わりますが，起点の地名はこれまでの角田市角田字久保田から変わりありません。また，終点はこれまでの角田市角田字裏町から変わりはありません。

8ページをお開き願います。前のページでお示しました南町裏町線の変更箇所を示した交差点周辺を拡大した図面です。図面上側が北方向となります。左右方向の路線が南町裏町線であり，既

に決定されている区域についてはピンク色で示し、変更して区域を追加する区間については赤色で示し、区域を廃止する区間については黄色で示しているものです。また、図面下側から斜め左方向に赤い線で区画線や矢印等も描かれた路線が変更後の南町野田線、下から上方向にオレンジ線のみで示しているのが変更前の南町野田線です。図で示すように、南町野田線の変更に伴い、極力交差点が直角となるように南町裏町線の起点位置及び区域を変更するものです。

上側の図を御覧願います。これは、幅員構成を示したもので、南町裏町線の幅員構成を示しております。上側の図が、既決定の①－①断面の幅員構成を示しており、車道3m、路肩0.5m、歩道2.5mで全幅員は12mとなります。下側の2つの図が、変更後の①－①断面と②－②断面の幅員構成を示しております。①－①断面は、一般部の幅員構成を示しており、車道3m、路肩0.5m、歩道2.5mで全幅員は12mとなります。②－②断面は、交差点部の幅員構成を示しており、図に示すように、中央に3mの付加車線を設け、全幅員15mとなります。

以上で議案第2374号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいまの事務局からの御説明について、御意見、御質問をいただきたいと思います。何かございますか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤（康）委員 この道路は、完成はいつですか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 令和2年度完成予定でございます。

○舟引議長 令和2年度ですか。

○事務局（藤田都市計画課長） 来年度でございます。

○伊藤（康）委員 形状はよくわかりました。この道路と合わせて交差点改良が効率的ということですが、他の3つの交差する道路の断面図はこれと同じですか。

○事務局（藤田都市計画課長） 今回変更する3・5・109号につきましては、この参考資料の断面でお示ししているとおりでございますけれども、これに交差する3・5・111号、南町野田線につきましては、実は水田の中を通る道路でございますので、片側歩道で計画しておりまして、全体幅員としては12mで計画させていただいております。市街地を通るような道路ではございませんので、ここの部分については片側歩道で計画させていただいております。

○伊藤（康）委員 県道の越河角田線の幅員はどの程度ですか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 茶色で着色している越河角田線でございますけれども、今回接続しているところについては全幅12mで、その北側の梶賀大沼線と交差しているところのさらに北側は全幅16mで、こちらの方が幅員としては広がっております。

○舟引議長 どうぞ。

○伊藤（康）委員 この交差点はどの程度の交通量が予想されていますか。付加車線というのは右折レーンのことでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） そうです。

○伊藤（康）委員 ここは右折レーンがつく。他の路線は農道のようなところだからないと。県管理道路はちょっと狭いということで、形状が違ったときに、よく交差点で事故が起きるんです。だから、交通量がどの程度なのか、たまにしか通らないようなところなのか、信号を必要としないような交差点なのか、事故の心配は要らないということなのか、道路が一部改良されたときに交差点でよく事故が発生するので、改良するときに交差するところは同じような基準であるということ、合わせた方がいいということと、交差点ができて上がるということからすると、この時期に合わせて、例えば地元要望からすると信号機の要望が出ていると思うのですが、令和2年度末には信号機の設置は公安と話がついているのか、信号の要らない交差点なのか、その辺りはどうですか。

○舟引議長 お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） まず、交通量でございますけれども、南町裏町線は1日1,600台の交通量を想定しております。一方、南北に連なる南町野田線につきましては、1日当たり3,500台ということで、こちらの方が交通量は多くなっております。この南町野田線は、実は北に行くと角田駅までつながる幹線道路という位置づけになっておりまして、こちらの方が交通量は多くなっております。そこで、市の道路としては、南町野田線の方がメインの道路という位置づけになっているところでございます。

この2路線の交差点でございますけれども、今のところ計画書類の計画交通量としては3,500台と1,600台ということでございますので、今回の改良では信号機の設置ということは計画しておりません。将来的に交通量が増えれば安全確保という点では必要となることも想定されることとなりますが、今回の道路改良では信号機の設置はしないということになっております。以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。

○伊藤（康）委員 原則で申し上げますと、県管理、また市管理の違いはあると思うのですが、交差点の安全対策というのは一体的にやっていただくべきだと思いますので、信号がないとすれば、標

示の問題だとか注意喚起であったり、事故が起きてからではなくて、事前に関係者、道路管理者同士でよく協議して事故が起きないようにしていただきたいと思います。

○舟引議長 藤田課長、どうぞ。

○事務局（藤田都市計画課長） 御指摘のとおり、安全確保については万全を期してまいりたいと思いますので、供用に当たってはそこの安全対策をしっかりやっていきたいと思っております。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。深谷委員、お願いします。

○深谷委員 この都市計画道路の断面図等を見させていただくと、県警の方では自転車は歩道ではなく車道ということで、道路の構造をつくる段階で自転車道等の明記をしていただくとか、そういったことをしていただかないとなかなか自転車専用道路というのは進んでいかないのではないかと思います。今後の都市計画道路の変更であるとか、そういった際にそういう記載も含めて自転車道の整備を進めていくとか、自転車の安全確保と歩行者の安全確保を県道からしっかり進めていくということが大事ではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 委員おっしゃるとおりで、自転車と歩行者の分離というのは、最近の事故を踏まえると、その必要性は非常に痛感しているところでございます。一方で、その分離に当たっては、県として平成25年に土木部として定めておまして、将来的に自動車交通量が4,000台以上の場合には基本的に分けるという考え方をとっております。4,000台以上の交通量が多い路線については分離するというところで考えておりますが、今回の変更点につきましては、先ほど御説明したとおり1,600台ということでございますので、分離ではなくて、あくまでも歩道については歩行者が通行する、自転車については路側帯、路肩のところですが、50cmのところですが、ここを通行していただくということで整理させていただいているところでございます。

○舟引議長 どうぞ。

○深谷委員 ありがとうございます。明確にこうやらなきゃいけないというところではなくて、努力義務の段階で、自転車に乗る子供たちが実際にルールを守ろうとすると、自動車の運転者から邪魔にされてしまうであるとか、実際危ないであるとか、そういったことを4,000台というのは県が設けた基準だと思いますけれども、法律に定めはないので、その辺はこれくらいで安全かなという数字でいいかと思いますが、ぜひ道路計画段階でもう少し明確にさせていただくと、市町村道が接続する道路で、市町村の道路は自転車道が整備されていて、県道は4,000台未満だから自転車道は整備しないとか、接続していかないと意味がないのかなと思うので、そういったところを市町村ともしっかり整合性を図りながら進めていただけるとありがたいと思いますので、お願いします。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。郷古委員，お願いします。

○郷古委員 今の御説明で細かいところで確認ですけれども，自転車の通行帯というのはおそらく路肩ではなくて，車線の一番左端ではないでしょうか。

○舟引議長 事務局，お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 参考資料の8ページに断面図を参考として載せさせていただいていますが，①-①断面図のところに，歩道，路肩という表記をさせていただいておりますが，歩道については基本的には歩行者が通行する空間ということで位置づけさせていただいております，路肩と表記されているところを自転車が通行していただくというふうに整理させていただいております。自転車は路肩を通行するという形になります。

○郷古委員 ちょっと認識が違っているのですけれども，私の認識が違うかもしれませんが，道路交通法からすると，車線の一番左側を自転車は走るのではないかと思うのですけれども，違っていらすみません。

○舟引議長 どうぞ，お願いします。

○宮脇県警交通規制課長（松岡委員代理） 県警の交通規制課でございます。自転車の通行ルールにつきまして，まず委員の御指摘の話は，自転車の専用通行帯という規制が掛かっている場合はその専用通行帯を通行するということになります。ただ，専用通行帯が掛かっていない，交通規制が掛かっていない場合は道路の車道の一番左の左側端という形になります。その左側端というところが今回のこの8ページの路肩の部分を含めて車道になりますので，そういう意味では路肩を走ることになるという話になります。ただ，そこに例えば専用通行帯という交通規制を掛けることになると，当然そのレーンを走らなければならないことになることはルールとして変わってくるということになります。また，歩道上も今事務局の方から通行させないということですが，ここに自転車の歩道通行可規制というものが掛かりますと，これは歩道にも普通自転車は通行することができます。また，その歩道通行可規制が掛かっていなくても，例えば子供とか高齢者の方とか，また道路工事とかで通行が困難な場合には道路交通法上では歩道はやむを得ないということで，通行することができるようになっております。以上でございます。

○舟引議長 どうもありがとうございました。勉強になりました。都市計画課がもう少し正確に勉強していかなければいけないということのようですので，よろしく願いいたします。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2374号について，原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2374号：原案のとおり承認する。（賛成16名，反対0名）**

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。事務局から、何かありますか。

○事務局（本間都市計画課課長補佐） 次回の開催予定について御案内します。次回は、令和2年6月8日月曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

#### 4 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） 以上をもちまして、第196回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和2年3月26日（木）午後3時15分 閉会